

交通安全コーナー

の～んびりいこうや北海道

春の行楽期は安全運転で!

この季節は、観光・レジャーなどの車を利用して出掛ける機会が多くなるとともに、多種産業が活発になり、交通量が増加するほか、バイクや自転車の利用が増えるなど、重大事故の増加が懸念されます。町民一人ひとりが交通ルールを守り思いやりある交通マナーの実践をお願いいたします。



毎月15日は「道民交通安全の日」

交通安全に対する意識を高め、交通事故から命を守りましょう

- ◎ **スピードダウンで安全運転** ～ いそぐほどきけんは近くにやってくる! ～
- ◎ **シートベルトの確実な着用** ～ シートベルトとチャイルドシートの正しい着用を! ～

有料道路における障がい者通行料金割引制度のご案内

障がい者通行料金割引制度を受けるためには、役場で事前に申請（新規・更新）が必要です。

■対象障がい者の範囲

①障がい者本人が運転される場合

身体障がい者手帳の交付を受けている方であれば、どなたでも対象になります。

②障がい者本人以外の方が運転され、障がい者本人が同乗される場合

身体障がい者手帳または療育手帳の交付を受けている方のうち、重度の障がい（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種と記載）をお持ちの方が対象となります。

■対象自動車の範囲

- ・障がい者の方1人につき1台です。（本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者、同居の親族等が所有するもの）

- ・自家用と記載されているもの。（レンタカー、タクシー、軽トラック、代車等は対象となりません）

■割引料金額

- ・通常料金の半額

■申請に必要なもの

- ・身体障がい者手帳または療育手帳
- ・手帳に自動車登録番号等の記載を受けようとする自動車の「自動車検査証」
- ・運転免許証（障がい者本人が運転される場合）
- ・ETCを利用されている場合は「ETCカード」と車載器番号の分かるもの（セットアップ証明書等）

【お問い合わせ先】

保健福祉課 福祉係 ☎2-2454

（有料広告）

補聴器聞こえ相談会

■相談ダイヤル ☎0120-41-3375 ■障害者総合支援法補聴器取扱店

アカツカ商会

長万部町元町 ☎01377-2-2603

富士電器商会

長万部町大町 ☎01377-2-2365

道南補聴器センター函館本店

函館市神山1丁目11-2 Tel 0138-84-1313 Fax 0138-84-1413